

抗議声明を発表し、未払い賃金を請求しました！！

熊本大学教職員組合は、5月8日に執行委員会声明:「熊大使用者の違法行為に断固抗議し、給与減額分の支払いを求める!!」を発表しました(裏面に全文を掲載していますので、ご覧ください)。我われは、熊大使用者が「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」であることを示すことなく行なった「臨時特例」にともなう給与減額を断じて認めることはできません。声明で組合は熊大使用者に対して『業務特例手当』と『臨時特例手当』によって補填された分を除く給与減額分を支払うよう明確に求めました。

周知のように、熊大使用者は、高度の必要性も合理的根拠も示さず給与を減額しておきながら、組合が要求している代償措置(不利益緩和措置)についてもゼロ回答を続けている有様です。そこで、2014年5月12日に組合員4名が谷口学長に対して「未払い給与請求書」(右側に掲載しています)を送付し、「減額改定によって未支給となった金員について、その全部を直ちに支給するよう請求」しました。具体的には、2012年8月1日から2014年2月28日までの未払い賃金の請求です。

声明で示したように、該当する熊大教職員全員に対して給与減額分の支払いを求めるというのが組合の主張です。しかし、熊大使用者のこの間の対応の酷さから判断すれば、使用者が組合の要求をきちんと受け止め、減額分の支払い(あるいは、何らかの代償措置)に向けて積極的に動き出すとは考えにくい。ため、給与減額期間中に組合の役員(委員長・書記長)を務めた4名が組合を代表して今回の請求を行ないました。この請求によって、法的には2014年8月の給与支給日で時効(請求権の失効)となるはずの2012年8月分の未払い賃金については、2ヶ月間時効が延長となります。

減額期間が終了したとはいえ、19ヶ月にわたった給与減額は違法なものであると組合は考えています。同じ問題で裁判を闘っている全国の仲間たちと連帯しながら、これからも我々は問題の解決に向けて粘り強く取り組んでいきます。

未払い給与請求書

冠省 私は、貴法人に教職員として勤務している者です。

貴法人は、平成24年8月1日から平成26年2月28日までの間、給与規則を減額改定して教職員に給与を支給しました。

しかしながら、この給与規則の減額改定には合理性がなく、改定は無効なものです。

そこで、上記期間の私の給与のうち、減額改定によって未支給となった金員について、その全部を直ちに支払うよう請求します。

上記請求等に対するご回答は、本書面到達後2週間以内にお願いたします。

以上

平成26年5月12日

本人の住所

本人の氏名と印

熊本市中央区黒髪2丁目39番1号

国立大学法人熊本大学

学長 谷口 功 殿

	熊本大学教職員組合	
	No.30 2014. 5. 13	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

(裏面に執行委員会声明を掲載しています)

声明：熊大使用者の違法行為に断固抗議し、給与減額分の賃金の支払いを求める!!

熊本大学使用者は、「国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する法律」に対応するとして2012年8月から2014年2月まで19ヶ月間教職員の給与を減額(基本給:平均7.8%[最大9.77%], 賞与:一律9.77%, 管理職手当:一律10%)し、2013年1月1日には実質的な交渉に入ることもないまま団体交渉を一方的に打ち切って改正「国家公務員退職手当法」と同一の退職手当引き下げ(2013年1月1日から2014年7月1日の間に段階的に14.9%引き下げ)を強行した。我われ熊本大学教職員組合は、この「臨時特例」にともなう給与減額と退職手当引き下げは純然たる違法行為であると考えます。

いうまでもなく、2004年4月の法人化以降、熊本大学の教職員は国家公務員ではなく労働法制下にある。そのため、就業規則の不利益変更によって労働条件を引き下げる場合、熊大使用者はそれが「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」であることを示す法的義務を負っている(労働契約法第9条・第10条)。

「臨時特例」にともなう給与減額にあたって、熊大使用者が①給与減額開始を2012年8月1日とすること、②「業務特例手当」を創設して医学部附属病院の医療職員等の減額分を補填すること、③「臨時特例手当」を創設して2013年度6月期・12月期賞与の減額分を補填すること、④給与減額を予定よりも1ヶ月早く終了することなど、国家公務員の場合とは異なる措置を行なったことは確かである。これは、我われ組合の強い要求をうけたものであり、大学独自の努力として評価に値する。しかし、給与減額が「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」であること、また減額を回避するために最大限に経営努力した結果やむを得ず行なったものであることは、何ら説明されていない。さらに退職手当の引き下げについては、民間の水準に合わせるという引き下げの根拠(熊大一般職員の退職手当の額は民間と比べて高いのか低いのか)すらも示されていないままである。

給与減額・退職手当引き下げの合理的根拠を示せない以上、熊大使用者が違法性を回避するには、代償措置(不利益緩和措置)を講ずるほかない。しかし、熊大使用者は、給与減額・退職手当引き下げのいずれにおいても組合が要求する代償措置に対してゼロ回答をつづけたままである(前向きな回答があったのは、パート職員の待遇改善について恒久的・継続的措置の検討を約束したことのみ)。

熊大使用者の違法行為は、労働契約法違反だけにとどまらない。給与減額の代償措置と2014年4月1日からの新たな教員任期制の問題をめぐって、就業規則を不利益変更する場合には団体交渉で論点が出尽くすまで協議を重ねたうえで就業規則の変更手続きに入るという労働組合法が使用者に課す基本的なルールにも背いた。2013年1月1日の退職手当引き下げの強行につづく蛮行であり、今回に至っては団体交渉さえも開催しないままに就業規則を不

利益変更した。これは、明白な誠実交渉義務違反=不当労働行為であり、2006年12月の熊本県労働委員会のあっせん(団体交渉拒否問題)以来培ってきた労使間の信頼を自ら崩壊させるものである。しかも、その結果、新たな教員任期制は制度の根本から欠陥を抱え、任期付きポストの在職者を差別して処遇するという事態まで招いた。

以上のように、給与減額・退職手当引き下げにあたって熊大使用者は幾重にも違法行為を犯しており、その結果として違法に行なわれた減額・引き下げを断じて認めることはできない。我われ熊本大学教職員組合は、熊大使用者の度重なる違法行為に断固抗議するとともに、「業務特例手当」と「臨時特例手当」によって補填された分を除く給与減額分の賃金を支払うことを熊大使用者に求める。

現在、違法な給与減額・退職手当引き下げに対して全国11単組・約500名の方々(福岡教育大、高専機構、高エネ研、山形大、富山大、京都大、新潟大、高知大、福井大、電通大、佐賀大の組合の方々)が裁判を闘っている。我われ熊本大学教職員組合は、裁判を闘う全国の仲間と連帯しながら給与減額・退職手当引き下げ問題の解決に粘り強く取り組んでいくことを、ここに宣言する。

2014年5月8日

熊本大学教職員組合執行委員会